

(電子入札用)

工 事 設 計 書

工 事 名 令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事

<工事設計書一覧>

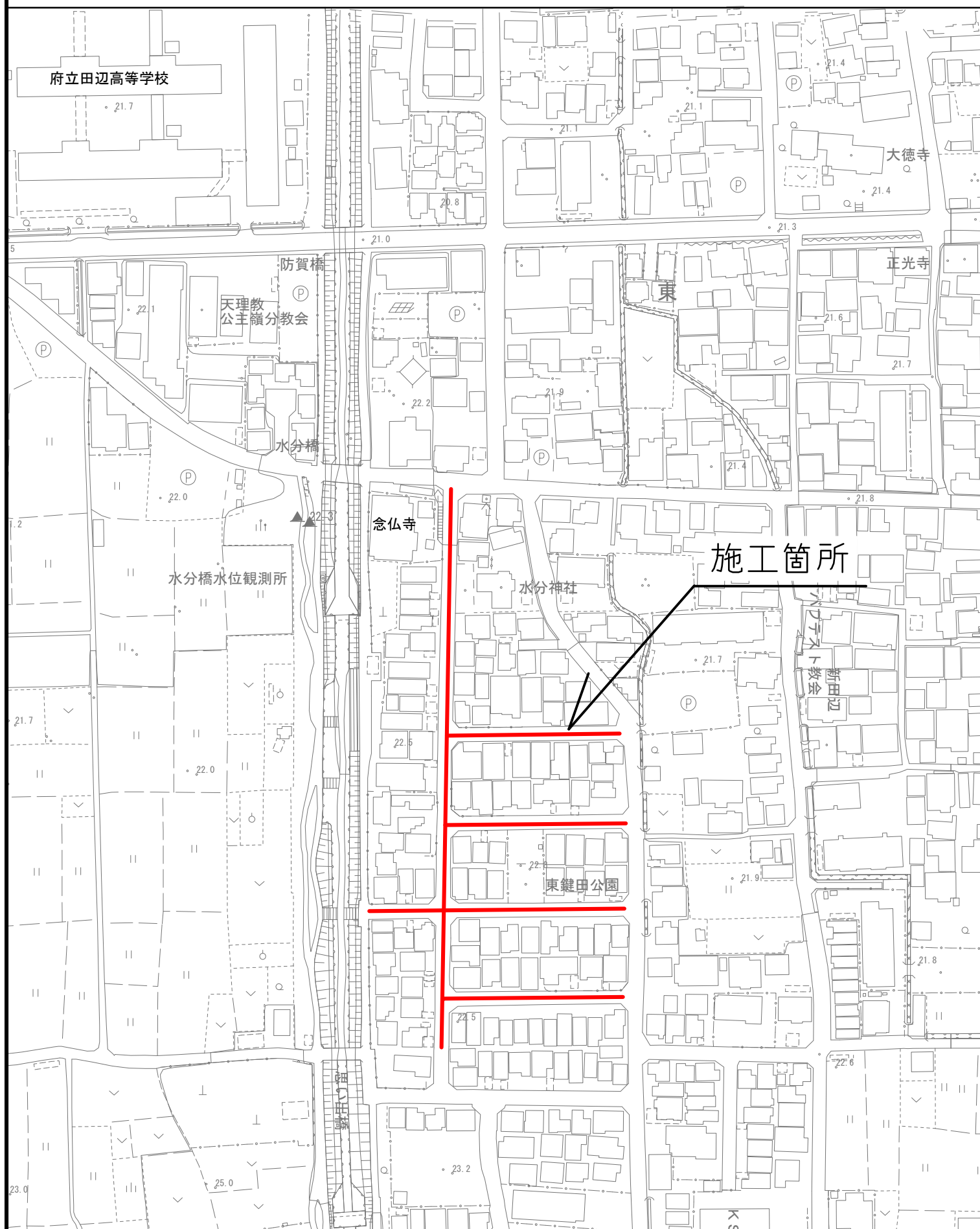
設計図書	○	特記仕様書
	○	質問書
	○	図面
参考資料	○	金抜き設計書
	○	積算参考資料

※○印は公表図書

<入札時の工事費内訳書記載項目の範囲>

金抜き設計書の工事費内訳表
材料費、労務費、法定福利費、
安全衛生経費及び建退共掛金

令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事 位置図



特 記 仕 様 書

【令和8年7月15日改正】

工 事 名 : 令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事
 工 事 場 所 : 京田辺市 東 地内
 工 期 : 契約日の翌日から令和9年1月29日

1 総則		
1-1	総則	1 本工事は、「土木工事共通仕様書（案）」（令和6年4月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）、土木請負工事必携（令和8年4月、京都府）及び土木工事施工管理基準（平成29年9月、京都府）により施工すること。 2 本工事は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（京都府）（平成29年9月）を準用するものとする。
1-2	施工方法等	仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めのある場合並びに、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。
1-3	設計図書の照査	本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。
1-4	施工体制台帳の提出	受注者は、法令に従い、施工体制台帳（下請負契約書添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、工事請負代金額が150万円以上の場合は、施工体制台帳に京田辺市暴力団排除条例第12条で定める誓約書の写しを添付すること。
1-5	建設業退職金共済制度の普及	1 工事請負契約書を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を提出すること。 2 なお、受注者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。
1-7	技術者の配置	本工事に係る技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者等）の配置については、「建設工事と技術者の配置について」（京田辺市ホームページ掲載）によるものとする。
1-8	工事加付 作成・登録	受注者は、工事請負代金が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス(コリス)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事成績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなくてはならない。また、登録完了後は「登録内容確認書」の1部を監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
1-9	週休2日制工事	本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休2日に取り組む工事である。 週休2日制工事の実施は、「京田辺市上下水道部週休2日制工事実施要領（令和8年4月改定）」に基づき実施すること。 （HP：https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000022216.html）
1-10	建設現場一斉閉所	受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。 また、毎月第2・第4土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により報告すること。 なお、現場の閉所が行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。
1-13	ウィークリースタンス	本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあつては、「京田辺市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

1－14	熱中症対策	1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本試行工事の工事期間における真夏日の計測箇所を明示すること。 3 本試行は「京田辺市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。												
2 材料及び施工														
2-4	再生材の利用について	本工事については、下表のとおり再生資材を使用するものとする。ただし、再生材工場の都合により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とすることができる。なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。 1 下表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。 3 再生骨材は、木屑・紙・プラスチック・れんが等混入物を有害量含んではない。 <table><tr><td>材 名</td><td>規 格</td><td>用 途</td><td>備 考</td></tr><tr><td>再生粒度調整碎石</td><td>RM-30</td><td>不陸整正</td><td></td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>密粒度アスコン（13）</td><td>表層</td><td></td></tr></table>	材 名	規 格	用 途	備 考	再生粒度調整碎石	RM-30	不陸整正		再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン（13）	表層	
材 名	規 格	用 途	備 考											
再生粒度調整碎石	RM-30	不陸整正												
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスコン（13）	表層												
3 施工計画書														
3-1	施工計画書	共通仕様書 1－1－1－4に規定する施工計画書を工事着手前に提出すること。また、変更があればその都度変更計画書を提出しなければならない。ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合は、変更施工計画書を省略出来るものとする。												
5 工事の着手														
5-1	始期日	本工事着手に必要な関係機関手続き及び施工箇所周辺への工事周知並びに調整等出来次第、着手し、工期内に完成できるようにすること。												
8 工事現場発生品														
8-3	建設廃棄物の処理	コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊で、埋戻し等に流用出来ないものについては、受注者による「再生資源処理施設」への搬出処理とする。 施工に際しては、別に定めた様式により、事前に「廃棄物処理計画書」（産業廃棄物処理委託契約書写し及び処理業者の許可書写し添付）を施工計画書に含め提出し、事後に「廃棄物処理報告書」を監督職員へ提出すること。また、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）により適正な処理を行うこと。 なお、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。 （産業廃棄物税） 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。 なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。 （その他） 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。												

8-4	再生資源利用（促進）計画	（（再生資源利用計画） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-22建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 （受領書の交付） 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 （再生資源利用促進計画） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-22建設副産物 5. 再生資源利用促進計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等） 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 （建設発生土の運搬を行う者に対する通知） 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 （建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等） 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 （計画書及び実施書の様式及び保管） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-22建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。 ○国土交通省ホームページ公開場所 「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm 掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。 （建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）
-----	--------------	---

8-8	特定建設資材の分別解体・再資源化等	本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。積算条件は以下のとおりであるが、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。なお、請負契約締結時に別添「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出し、甲の確認を受けること。 <table><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他 (As、Co)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (受注者「契約書 別添」記載内容) 2 解体工事に要する費用 ・全ての建設資材についての解体工事費用 ・分別解体費用＋積み込み費用・直工ベース（税抜き） 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材の搬出先 ・各品目毎に記載 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ・特定建設資材の処分費運搬費 ・直工ベース（税抜き）	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容		分別解体の方法																							
	①仮設	仮設工事 □有 ■無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	②土工	土工事 □有 ■無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	③基礎	基礎工事 □有 ■無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
9 工事材料の品質																											
9-1	品質証明書等	受注者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 <table><tr><td>区 分</td><td>確 認 材 料 名</td><td>適 用</td></tr><tr><td>熔融式区画線</td><td>熔融式区画線塗料</td><td>一覧表の作成</td></tr></table>	区 分	確 認 材 料 名	適 用	熔融式区画線	熔融式区画線塗料	一覧表の作成																			
区 分	確 認 材 料 名	適 用																									
熔融式区画線	熔融式区画線塗料	一覧表の作成																									

1 0 監督職員による検査及び立会い等																			
10-1	段階確認(立会)	受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。																	
		<table><tr><td>種 別</td><td>細 別</td><td>確認時期・項目</td><td>備 考</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>舗装取壊し工</td><td>厚み計測</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他監督員が指示する工種</td><td></td><td></td></tr></table>			種 別	細 別	確認時期・項目	備 考	舗装工	舗装取壊し工	厚み計測		その他監督員が指示する工種						
種 別	細 別	確認時期・項目	備 考																
舗装工	舗装取壊し工	厚み計測																	
その他監督員が指示する工種																			
1 1 随時検査																			
11-1	随時検査	1 受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。 2 随時検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。 3 随時検査は、検査日までに完成した出来形部分を対象として、次の各号に掲げる検査を行う。 (1) 工事の出来形部分に対する管理状況（形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え） (2) 写真、打合せ記録及びその他書類。																	
		<table><tr><td>工 種</td><td>種 別</td><td>検査時期・項目</td><td>備 考</td></tr><tr><td>工事全般</td><td></td><td>各工種毎</td><td></td></tr><tr><td>完成下検査</td><td></td><td>社内検査完了時</td><td></td></tr></table>			工 種	種 別	検査時期・項目	備 考	工事全般		各工種毎		完成下検査		社内検査完了時				
工 種	種 別	検査時期・項目	備 考																
工事全般		各工種毎																	
完成下検査		社内検査完了時																	
1 3 施工管理																			
13-2	出来形管理	受注者は、工事の進捗に応じて、出来形及び出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出すること。																	
13-3	品質管理	本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については下表及び監督職員の指示により実施すること。なお、品質管理試験結果を速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。																	
		<table><tr><td>工 種</td><td>種 別</td><td>試験項目</td><td>試験頻度</td></tr><tr><td colspan="2">管理基準必須項目とする</td><td></td><td></td></tr></table>			工 種	種 別	試験項目	試験頻度	管理基準必須項目とする										
工 種	種 別	試験項目	試験頻度																
管理基準必須項目とする																			
13-4	品質・出来形の規格値	品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。																	
		<table><tr><td>管理種別</td><td>工 種</td><td>項 目</td><td>規格値</td><td>適 用</td></tr><tr><td>品質管理</td><td>管理基準必須</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>出来形管理</td><td>管理基準必須</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			管理種別	工 種	項 目	規格値	適 用	品質管理	管理基準必須				出来形管理	管理基準必須			
管理種別	工 種	項 目	規格値	適 用															
品質管理	管理基準必須																		
出来形管理	管理基準必須																		
13-5	写真管理	工事写真は、工事記録写真作成の手引き（平成14年1月改定、上下水道部）及び土木工事施工管理基準の写真管理基準（案）により撮影すること。また、写真撮影時には実測寸法と設計寸法を黒板に表記し、設計寸法は（ ）書きとする。																	

1 4 工事中の安全確保								
14-1	工法変更等への対応	1 構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では所期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2 工事における民生安定上または関係機関との協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。						
14-2	安全、訓練等	受注者は土木工事共通仕様書（案）の1－1－1－30「工事中の安全確保」の11から13に規定する安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。						
1 6 環境対策								
16-1	低騒音型・超低騒音型の使用	本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年度4月9日改正建設省告示第1536号）に基づき指定された下記の低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することが出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「97㍻ﾙ」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89㍻ﾙ」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、「新基準'97㍻ﾙ」に貼替えを行うこと。						
16-4	公害対策	本工事の施工にあたっては、公害が生ずることの無いよう、十分な計画と管理を行うこと。						
1 8 交通安全管理								
18-1	安全対策	安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せ結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。						
18-2	安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。 なお、打合せの結果または、施工条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。 交通誘導員Bについては、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署と打合せ結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。 受注者は、施工に先立ち、施工計画書に、安全施設類等の設置計画を作成し、監督職員に提出すること。また、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明出来るよう写真等を整備し、完成検査時に提出すること。 本工事における交通誘導員Bは、18名計上している。 <table border="1"> <tr> <td>配 置 場 所</td><td>交 通 誘 導 員</td><td>備 考</td></tr> <tr> <td>市道部</td><td>2名/日</td><td></td></tr> </table>	配 置 場 所	交 通 誘 導 員	備 考	市道部	2名/日	
配 置 場 所	交 通 誘 導 員	備 考						
市道部	2名/日							
1 9 諸法令の遵守								
19-1	諸法令の遵守	1 受注者は、労働基準法等の主旨にのっとり、労働時間について遵守しなければならない。 2 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の主旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。						
2 0 官公庁への手続き等								
20-1	官公庁への手続き等	本工事の施工によって高さ調整等を要する埋設物のボックス類及び電柱等、影響を及ぼす恐れのある施設がある場合は、受注者は各企業等と連絡・調整を十分行うこと。						

2 1 施工時期及び施工時間の変更		
21-1	施工時間	本工事の作業時間帯は、通常の昼間施工とするが、関係機関、自治会等からの協議の結果、変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
2 2 工事書類		
22-1	提出書類	本工事における提出書類は、別紙「土木工事書類一覧表」による。 なお、これらに定めていない書類の提出を求める場合があるので、受注者は求めに応じること。
2 3 その他事項		
23-1	その他事項	1 工期内検査が出来るよう完成図書作成を含め、工程管理を行うこと。 2 本工事施工に際し、現場事務所・工事用車輛の駐車場及び資材置場等については、受注者において確保すること。なお、工事関係者及び公衆が見やすい場所に施工体系図、建退共、建設業の許可及び労災保険等の標示を行い、良好な施工体制に努めること。 3 仕切弁ボックス等（消火栓ボックス・バルブボックス）で、ボックス仕上がり高等調整が必要なものについては事前に調査し、監督職員と協議する事。また、調整時にはボックス設置方向を確認の上、設置方向を間違わないよう設置すること。

※京都府では、令和6年4月に土木工事共通仕様書（案）、令和8年4月に土木請負工事必携、平成29年9月に土木工事施工管理基準が改正されている。本特記仕様書と異なる箇所があった場合は、本特記仕様書を優先する。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
① 契約関係	当初	契約書	建設業法第18条、第19条	○			
		仲裁合意書	契約書第52条	○		○	
		契約保証金に関する書類	契約規則43条～45条	○			請負代金額が500万円以上の場合のみ該当
		建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条及び省令第4条	○		○	該当する場合のみ ※契約書に綴じ込み
		誓約書(元請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当
		現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○		○	
		経歴書		○		○	
		現場代理人兼任届	契約書第10条3項	○		○	該当する場合のみ
		技術者の専任を要する工事の兼任届	契約書第10条3項	○		○	該当する場合のみ
		請負代金内訳書	契約書第3条1項	○		○	
		工事工程表	契約書第3条1項	○		○	
		工事着手届		○		○	
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	参考様式を市HPに掲載。 提出出来ない場合は理由を書面で提出する。
		課税事業者届出書		○		○	課税事業者のみ提出
		免税事業者届出書		○		○	免税事業者のみ提出
		下請予定調書		○		○	監理技術者の確認のために求めるもの。 下請施工の総額を概算で記入。
		火災保険、建設保険その他工事施工に伴う保険証券の写し		○			必要に応じて
		その他市長が必要と認める書類		○			必要に応じて
		前払金請求書	契約書第34条1項	○		○	前払金を請求する場合のみ提出 ※保証会社の保証証書2部と合わせて提出。
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○		○	
		工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○		○	
		請求書	契約書第32条1項	○		○	
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○		○	
		(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○		○	
		(指定部分に係る)請求書	契約書第38条1項	○		○	
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○		○	
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○		○	
		出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○			
		請求書	契約書第37条5項	○		○	
	補修関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項			○	
		補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○		○	
	その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項			○	部分使用がある場合に提出する。
		工事延期願	契約書第18条～22条	○		○	工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前		工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	○			請負代金額が500万円以上の場合のみ該当 登録内容確認書を監督職員に提示する。
		施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○		○	軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。 (工期や数量のみの変更の場合)
		施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-13	○		○	下請契約がある場合に提出する。
		施工体系図	共通仕様書1-1-1-13	○		○	下請契約がある場合に提出する。
		誓約書の写し(下請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当。 施工体制台帳に各誓約書の写しを添付
		設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-1-3	○		○	契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
		事前測量結果資料	共通仕様書1-1-1-41	○		○	
		工事打合簿(指示)				○	発注者が2部作成し、1部ずつ保管。
		工事打合簿(協議、承諾)		○		○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部ずつ保管。
		工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		○		○	
③ 工事中		再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-1-22	○		○	該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。電子データは別途提出する。建設副産物情報交換システムを利用した場合は、電子データの提出は不要。
		建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-1-22	○		○	計画書は、施工計画書に含めて提出する。
		処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-1-22		○		
		産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-22		○		産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
	運搬管理表	共通仕様書1-1-1-36	○		○	○	対象:契約図書にある建設副産物(建設発生土、産業廃棄物)等の運搬作業 廃棄物の種類ごとに分類する。 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-1-39	○		○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	材料確認簿	共通仕様書第2編1-2	○		○	○	
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書第2編1-1.2		○			設計図書で提出を求められているものについては、監督職員に提出。
	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	契約図書で規定された場合のみ対象。
	確認・立会書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書3-1-1-4	○		○		監督職員等が臨場していれば、立会・確認の写真は不要。 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。
	工事履行報告書	契約書第11条 共通仕様書1-1-1-28	○		○	○	月報報告。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-1-30		○			具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料			○			
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	○		○	○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録			○			
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・ 労働安全衛生法 他		○			
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○			
	新規入場者教育実施記録			○			
	使用機械、車両点検記録			○			
⑤ 工程管理 施工管理	実施工程表	共通仕様書1-1-1-27	○		○	○	
	出来形成果表	共通仕様書3-1-1-5	○		○		出来形測量を基に出来形数量を算出し、最終設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書3-1-1-5	○		○		
	出来形管理図表	共通仕様書 3-1-1-5、1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	品質管理 各種試験データ資料	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)
	写真管理 工事写真	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
⑥支給品、 貸与品、現 場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-20	○				支給品がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-21	○			○	現場発生品がある場合に提出する。
	支給材料受領書(貸与品借用書)	契約書第15条3項	○			○	支給品を受領した場合に提出する。
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書第2編1-1.2 契約書第13条		○			監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	○	実績報告: ①率で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合:実績報告書(A) ②計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合:実績報告書(A)及び(B)
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-1-44		○			受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。
	社内検査報告書			○			
	創意工夫に関する説明資料		○		○		創意工夫を実施すれば提出できる。

令和8年8月 日

(あて先) 上下水道部経営管理室

業 者 名

電話番号

質 問 書

工事（業務）名 令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事
上記工事（業務）の見積資料について、下記のとおり質問します。

記

質問内容

- ・ 締切り 令和8年8月25日（火）まで
- ・ 提出先 入札担当課 上下水道部 経営管理室

※提出がない場合は、質問事項無しとして取り扱います。
提出方法は、入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Word データを電子メールにて提出してください。なお、電子メールで提出した場合は、受領確認の電話連絡をお願いします。
質問書送信先メールアドレス : suido@city.kyotanabe.lg.jp (経営管理室)
質問書受領確認電話番号 : 0774-62-0414 (経営管理室)

- ・ 回 答 令和8年8月28日（金） 13時以降
入札情報公開システムに掲載します。

※本設計書は参考資料であり、あくまで発注者の予定価格を算出するためのもので、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

工 事 番 号			施 工 年 度	令和8年度
工 事 名 称	令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事			
工 事 場 所	京田辺市 東 地内			
施 工 主		舗装本復旧 A=2650㎡ 舗装版切断工 L=66m 熔融式区画線工 L=7m		
設 計 区 分				
路 線 名				
工 事 期 間				
工 事 日 数				
部 課 名	上下水道部 上水道課			
積 算 担 当				
合 計 額				
工 事 価 格				
消 費 税				

設 計 履 歴

基礎単価名： 令和8年07月01日（建設物価7月号、積算資料7月号）

施工単価名： 令和7年度積算基準

間接費率名： 国土交通省（R08）

データフォルダ： X:\¥WINMOTOV2¥dat¥R08-07¥

費率フォルダ： X:\¥WINMOTOV2¥rit¥R08-05¥

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費						週休2日 週 単 位	労務費 1.02	共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03
		構造物撤去工		式	1			第 1号明細書
		舗装準備工		式	1			第 2号明細書
		舗装工		式	1			第 3号明細書
		区画線工		式	1			第 4号明細書
		仮設工（交通管理工）		式	1			第 5号明細書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする

[illegible]

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	舗装工事	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り(2)	週休2日工事	週単位	現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	支給品費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする	処分費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし	処分除外費			

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{共 通 仮 設 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \times \text{週休2日工事(週単位)補正} \\ &= \quad \% \times \quad \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned} \text{現 場 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \times \text{週休2日工事(週単位)補正} \\ &= \quad \% \times \quad \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 工 事 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

第 1号											1式当たり	明細書
構造物撤去工												
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要				
舗装版切断		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版、15cm以下		m	66			R07IV-3-③ 施工P-01				
		舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚:15cm以下										
舗装版破碎		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版、無し、不要、15cm以下		m ²	2,650			R07IV-3-② 施工P-02				
		舗装版種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 障害等の有無:無し 騒音振動対策:不要										
		舗装版厚:15cm以下										
殻運搬処分工				m3	118			第 1号仕訳表				
計												

第 1号明細書(施工P-01)

積算単位:m

標準単価:

舗装版切断／アスファルト舗装版、15cm以下

舗装版種別:アスファルト舗装版、アスファルト舗装版厚:15cm以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械 K			15.05			
	K 1	コンクリートカッタ バキューム式(超低騒音型) 湿式／切削深20cm級 フレート 径φ56cm	供/日	10.24		(15) 欄
	K 2					
	K 3					
	K 4					
	K 5					
労務 R			58.43			
	R 1	特殊作業員	人	19.96		
	R 2	土木一般世話役	人	10.88		
	R 3	普通作業員	人	8.92		
	R 4					
	R 5					
材料 Z			26.52			
	Z 1	コンクリートカッタ (フレート) 自走式切断機用／径18インチ	枚	22.39		
	Z 2	ガソリン／レギュラー	L	2.81		
	Z 3					
	Z 4					
	Z 5					
市場 S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{10.24}{100} \times \frac{15.05}{10.24} \right) \times \frac{15.05}{10.24} \right. \\
 & + \left(\frac{19.96}{100} \times \frac{10.88}{100} \times \frac{8.92}{100} \right) \times \frac{58.43}{19.96+10.88+8.92} \\
 & + \left(\frac{22.39}{100} \times \frac{2.81}{100} \right) \times \frac{26.52}{22.39+2.81} \\
 & \left. + \frac{100-15.05-58.43-26.52}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 1号明細書(施工P-02)

積算単位:m²

標準単価:

舗装版破碎／アスファルト舗装版、無し、不要、15cm以下

舗装版種別:アスファルト舗装版、障害等の有無:無し、騒音振動対策:不要、舗装版厚:15cm以下

名 称		規 格	単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械 K				12.85			
	K 1	後方超小旋回型バックホウ(ｸﾛｰﾗ型)賃料／山積0.45m3(平積0.35m3)	日	12.85			
	K 2						
	K 3						
	K 4						
	K 5						
労務 R				81.24			
	R 1	土木一般世話役	人	29.54			
	R 2	運転手(特殊)	人	27.52			
	R 3	普通作業員	人	24.18			
	R 4						
	R 5						
材料 Z				5.91			
	Z 1	軽油／1,2号	L	5.91			
	Z 2						
	Z 3						
	Z 4						
	Z 5						
市場 S							

$$\begin{aligned}
 P' = & \\
 & \times \left\{ \left(\frac{12.85}{100} \times \frac{12.85}{12.85} \right) \times \frac{12.85}{12.85} \right. \\
 & + \left(\frac{29.54}{100} \times \frac{29.54}{29.54} + \frac{27.52}{100} \times \frac{27.52}{27.52} + \frac{24.18}{100} \times \frac{24.18}{24.18} \right) \times \frac{81.24}{29.54+27.52+24.18} \\
 & + \left(\frac{5.91}{100} \times \frac{5.91}{5.91} \right) \times \frac{5.91}{5.91} \\
 & \left. + \frac{100-12.85-81.24-5.91}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

[illegible]

第 2号明細書(施工P-01)

積算単位:m²

標準単価:

不陸整正/無し

補足材料の有無:無し

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械 K			21.58			
	K 1 モーター 土工用 排対型(2014年規制)/ブレード幅3.1m	供/日	17.28			(15) 欄
	K 2 ロッドロー(マカダム)賃料/10~12t	日	2.16			
	K 3 タイヤロー賃料/質量13~14 t	日	2.14			
	K 4					
	K 5					
労務 R			71.86			
	R 1 運転手(特殊)	人	35.31			
	R 2 普通作業員	人	14.55			
	R 3 特殊作業員	人	11.35			
	R 4 土木一般世話役	人	10.65			
	R 5					
材料 Z			6.56			
	Z 1 軽油/1,2号	L	6.56			
	Z 2					
	Z 3					
	Z 4					
	Z 5					
市場 S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{17.28}{100} \times \frac{2.16}{100} \times \frac{2.14}{100} \right) \times \frac{21.58}{17.28+2.16+2.14} \right. \\
 & + \left(\frac{35.31}{100} \times \frac{14.55}{100} \times \frac{11.35}{100} + \frac{10.65}{100} \times \frac{71.86}{35.31+14.55+11.35+10.65} \right. \\
 & + \left(\frac{6.56}{100} \times \frac{6.56}{6.56} \right) \times \frac{6.56}{6.56} \\
 & \left. + \frac{100-21.58-71.86-6.56}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 2号明細書(施工P-02)

積算単位:m²

標準単価:

不陸整正／有り、28mm以上34mm未満

補足材料の有無:有り、補足材料平均厚さ:28mm以上34mm未満

名 称	規 格	単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械 K			16.98			
K 1	モータレータ 土工用 排対型(2014年規制)／プレート幅3.1m	供/日	13.60			(15) 欄
K 2	ロードロー(マダム)賃料／10～12t	日	1.70			
K 3	タイヤロー賃料／質量13～14 t	日	1.68			
K 4						
K 5						
労務 R			56.56			
R 1	運転手(特殊)	人	27.80			
R 2	普通作業員	人	11.45			
R 3	特殊作業員	人	8.93			
R 4	土木一般世話役	人	8.38			
R 5						
材料 Z			26.46			
Z 1	再生粒度調整碎石／RM-30	m3	21.30			宇治市・城陽市・久世郡・八幡市・京田
Z 2	軽油／1,2号	L	5.16			
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場 S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{13.60}{100} \times \frac{16.98}{13.60+1.70+1.68} + \frac{1.70}{100} \times \frac{16.98}{13.60+1.70+1.68} + \frac{1.68}{100} \times \frac{16.98}{13.60+1.70+1.68} \right) \right. \\
 & + \left(\frac{27.80}{100} \times \frac{56.56}{27.80+11.45+8.93+8.38} + \frac{11.45}{100} \times \frac{56.56}{27.80+11.45+8.93+8.38} + \frac{8.93}{100} \times \frac{56.56}{27.80+11.45+8.93+8.38} + \frac{8.38}{100} \times \frac{56.56}{27.80+11.45+8.93+8.38} \right) \\
 & + \left(\frac{21.30}{100} \times \frac{26.46}{21.30+5.16} + \frac{5.16}{100} \times \frac{26.46}{21.30+5.16} \right) \times \frac{26.46}{21.30+5.16} \\
 & \left. + \frac{100-16.98-56.56-26.46}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 3号											1式当たり	明細書
舗装工												
名 称		規 格		単 位	数 量		単 価		金 額		摘 要	
表層（車道・路肩部）		3.0m超、実数入力、密粒度7ｽｺﾝ(20)、ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-		㎡	2,650						R07Ⅳ-1-② 施工P-01	
		平均幅員:3.0m超 1層当り平均仕上り厚:t=50mm 材料:再生密粒度7ｽｺﾝ(13)										
		瀝青材料種類:ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3										
計												

第 3号明細書(施工P-01)

積算単位: m²

標準単価:

表層(車道・路肩部) / 3.0m超、実数入力、密粒度アスコン(20)、フライムコート PK-

入力数量: 50mm

平均幅員: 3.0m超、1層当り平均仕上り厚: t=50mm、材料: 再生密粒度アスコン(13)、瀝青材料種類: フライムコート PK-3

名	称	規	格	単	位	構	成	比	単	価	(東京)	単	価	摘	要
機械	K							1.38							
K 1	アスファルトフィニッシャ賃料 / ホール舗装幅2.3~6.0m			日				0.88							
K 2	タイヤローザ賃料 / 質量13~14 t			日				0.14							
K 3	ロードローザ(マタダム)賃料 / 10~12t			日				0.13							
K 4															
K 5															
労務	R							10.17							
R 1	普通作業員			人				3.66							
R 2	運転手(特殊)			人				2.06							
R 3	特殊作業員			人				2.03							
R 4	土木一般世話役			人				0.73							
R 5															
材料	Z							88.45							
Z 1	再生密粒度アスコン / (13)			t				80.70						宇治市・城陽市・久世郡・八幡市・京田	
Z 2	アスファルト乳剤 / PK-3 フライムコート用			L				7.17							
Z 3	軽油 / 1, 2号			L				0.49							
Z 4															
Z 5															
市場	S														

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{0.88}{100} \times \frac{1.38}{0.88+0.14+0.13} + \frac{0.14}{100} \times \frac{1.38}{0.88+0.14+0.13} + \frac{0.13}{100} \times \frac{1.38}{0.88+0.14+0.13} \right) \right. \\
 & + \left(\frac{3.66}{100} \times \frac{10.17}{3.66+2.06+2.03+0.73} + \frac{2.06}{100} \times \frac{10.17}{3.66+2.06+2.03+0.73} + \frac{2.03}{100} \times \frac{10.17}{3.66+2.06+2.03+0.73} + \frac{0.73}{100} \times \frac{10.17}{3.66+2.06+2.03+0.73} \right) \\
 & + \left(\frac{80.70}{100} \times \frac{88.45}{80.70+7.17+0.49} + \frac{7.17}{100} \times \frac{88.45}{80.70+7.17+0.49} + \frac{0.49}{100} \times \frac{88.45}{80.70+7.17+0.49} \right) \\
 & \left. + \frac{100-1.38-10.17-88.45}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 4号											1式当たり		明細書	
区画線工														
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要						
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無		実線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間		m	2			第 1号代価表						
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無		実線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間		m	5			第 2号代価表						
計														

仮設工（交通管理工）

[illegible]

第 1号											1m3当たり		仕訳表	
殻運搬処分工														
名 称		規 格		単 位	数 量		単 価		金 額		摘 要			
殻運搬		舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)、有り、19		m3	1						R07Ⅱ-2-② 施工P-01			
		殻発生作業:舗装版破碎 積込工法区分:機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) DID区間の有無:有り												
		運搬距離:19.5km以下												
アスファルト塊(掘削)		(株)藤田産業 3038-1		t	2.35						昼間			
計														

第 1号仕訳表(施工P-01)

積算単位:m3

標準単価:

殻運搬／舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下)、有り、19

殻発生作業:舗装版破碎、積込工法区分:機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下)、DID区間の有無:有り、運搬距離:19.5km以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械 K			44.05			
K 1	タンクトラック オンロード・ディーゼル／10t積級+良好:タイヤ損耗費及び補修費	供/日	44.05			(15) 欄+損耗費
K 2						
K 3						
K 4						
K 5						
労務 R			39.87			
R 1	運転手(一般)	人	39.87			
R 2						
R 3						
R 4						
R 5						
材料 Z			16.08			
Z 1	軽油／1,2号	L	16.08			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場 S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{44.05}{100} \times \frac{44.05}{44.05} \right) \times \frac{44.05}{44.05} \right. \\
 & + \left(\frac{39.87}{100} \times \frac{39.87}{39.87} \right) \times \frac{39.87}{39.87} \\
 & + \left(\frac{16.08}{100} \times \frac{16.08}{16.08} \right) \times \frac{16.08}{16.08} \\
 & \left. + \frac{100-44.05-39.87-16.08}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 1号

1,000m当たり

代価表

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無
実線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動) 実線 15cm 制約無	m	1,000			2026土木コスト(冬).P305/土木施工(冬).P360_平均
トラフィックペイント溶融型	3種1号 ビース 15~18白	kg	570			
ガラスビース	0.105~0.840mm	kg	25			
接着用プライマー	区画線用	kg	25			
軽油	1,2号	L	40			
材料諸雑費		式	1			材料費×5%
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

第 2号

1,000m当たり

代価表

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無

実線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動) 実線 15cm 制約無	m	1,000			2026土木コスト(冬).P305/土木施工(冬).P360_平均
トラフィックペイント溶融型	3種1号 ビース 15～18鉛・クムフリ対応型 黄色	kg	570			
ガラスビーズ	0.105～0.840mm	kg	25			
接着用プライマー	区画線用	kg	25			
軽油	1,2号	L	40			
材料諸雑費		式	1			材料費×5%
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

【積算参考資料】

本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

(1) 積算条件等は、「別紙1」のとおり。

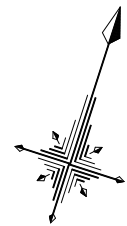
(積算参考資料「別紙 1」)

1) 運搬距離表

拠点	単位	採用単価 (円)	運搬距離 (km)	備考
(株)藤田産業	t	1,200	13	アスファルト塊 (掘削)

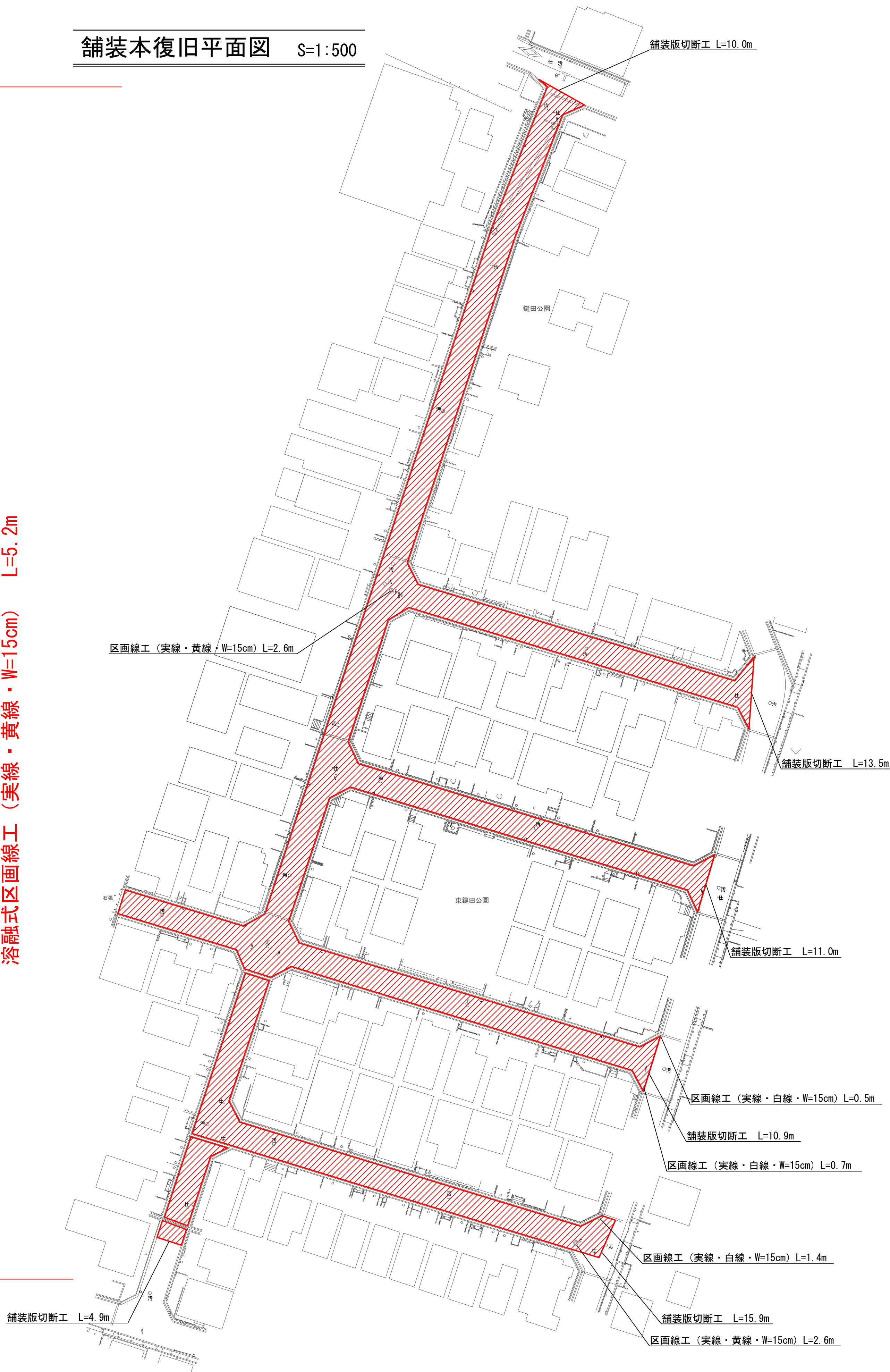
2) 積算条件

本工事「区画線工」の積算については、週休二日補正を「現場閉所：完全週休2日」で補正を行っている。



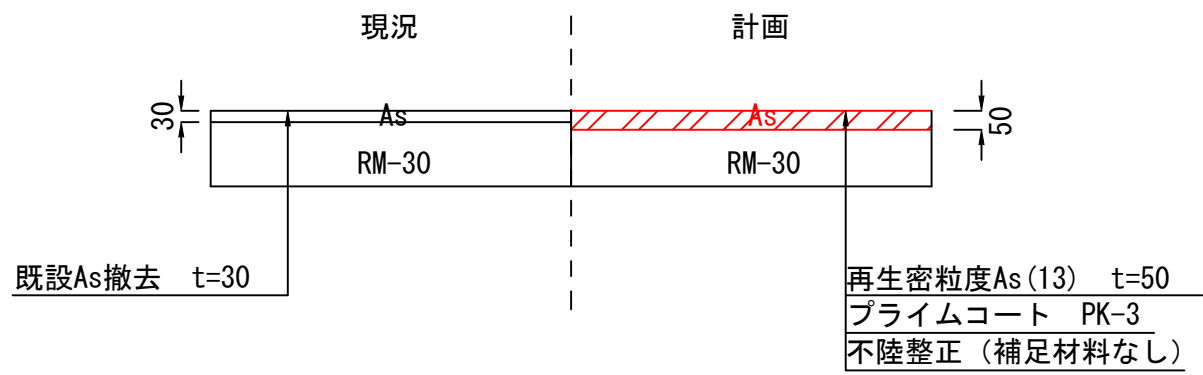
舗装本復旧平面図 S=1:500

舗装本復旧 A=2,650.4㎡ (仮復旧範囲A=677.5㎡、影響範囲A=1,972.9㎡)
舗装版切断工 L=66.2m
溶融式区画線工 (実線・白線・W=15cm) L=2.6m
溶融式区画線工 (実線・黄線・W=15cm) L=5.2m

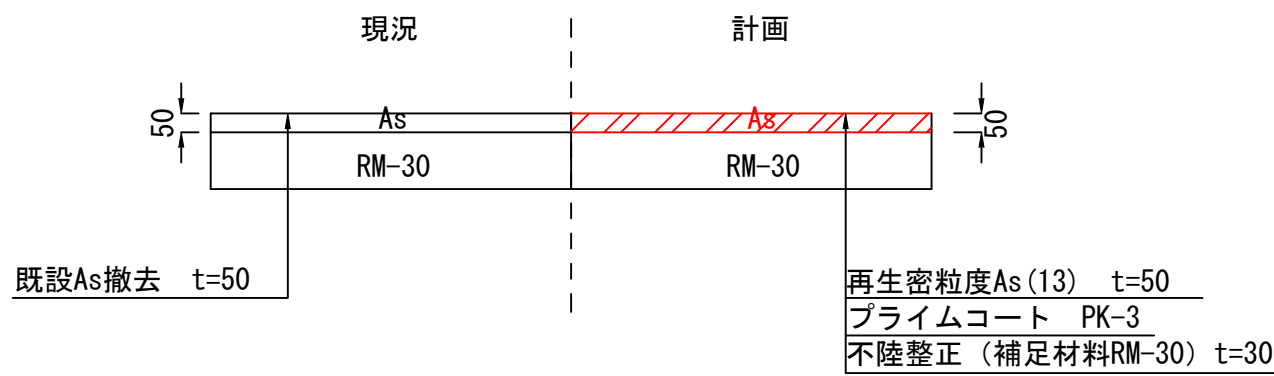


本復旧図 S=1:20

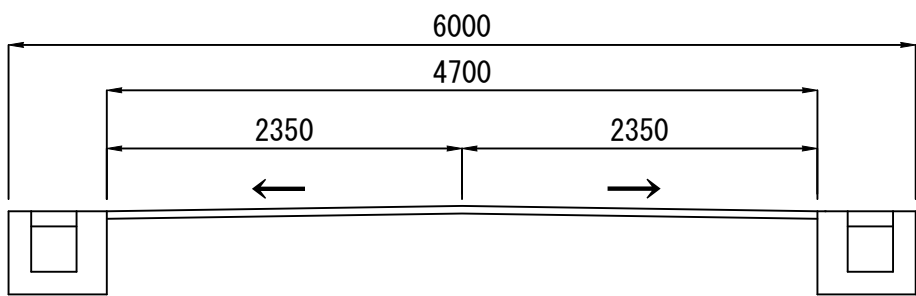
仮復旧範囲



影響範囲



標準断面図 S=1:50



※標準横断勾配については、1.5%とする。
なお、現増状況から横断勾配に変更が生じる場合は監督職員と協議のうえ、決定すること。

工事名	令和8年度 東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事		
工事箇所	京田辺市 東 地内		
図面種別	舗装本復旧平面図	設 計	
縮 尺	1 / 500	製 図	
図 番	1 / 1	整理番号	
京田辺市上下水道部			